

# 道博協 ニュース

発行 平成7年(1995)3月31日  
発行所 北海道博物館協会  
事務局 札幌市厚別区厚別町小野幌  
北海道開拓記念館内  
電話 011-898-0456  
FAX 011-898-2657

## 第50号 <学芸員問題特集号>

### 第34回道博協松前大会など

### 平成七年度事業の大要

### 決まる—第三回役員会

平成六年度三回目の道博協役員会が去る三月二十三日、札幌市で開催されました。主要な議題は、第二回役員会以降の経過報告(事務局日誌参照)のあと、(一)平成六年度事業および決算報告(見込み等)を審議し、(二)平成七年度事業計画及び収支予算(案)を慎重に審議しました。特に

園および関連施設に勤務する職員ならびに博物館・園等の活動に協力する人々が集まり、博物館等をとりにくく課題と今後のあり方を研究討議し、広く社会教育の振興に寄与する。

二、主催 北海道博物館協会、松前町教育委員会、日本博物館協会北海道支部  
三、後援 北海道教育委員会、

視察見学会(史跡・施設等  
視察見学会) 松前町  
の歴史的、文化的特色を踏まえた「地域文化の継承と博物館」に決まりました。また、講演会の講師には、松前波響の研究者として著名な井上研一郎氏(宮城学院女子大学助教授)に、「波響」を中心とした近世北海道絵画史の話をしていただくことになりました。

事務局では、今後このテーマにもつづいてシンポジウムパネラーの選定を進めますので、会員諸氏の絶大な協力

を慎重に審議しました。特に新年度活動の基本方針のなかに、「二十一世紀をめざす道博協のあり方をさぐる」という一項目を加え、新しい時代に向けての道博協の基本的姿勢を明確にすることを万場一致で確認しました。

新年度の主要な事業である第34回北海道博物館大会は、以下により実施されることになりました。

第34回北海道博物館大会開催要領  
一、趣旨 北海道の博物館・

を願います。  
もう一つ、本役員会で長時間にわたり検討された議題としては、前年の旭川大会で提起されました「道博協活動の望ましいありかた」に関する件があります。本件については、旧年の十一月八日、十二月一日、本年の二月一日、二月九日の四回にわたり、関係役員会を開き、慎重に審議してきました。今回の役員会においては、北海道博物館協会基本問題検討委員会「設置要領(案)」と同検討委員(案)が提示されました。種々検討の結果、当件は、道博協活動の長期にわたる展望が必要であり、また予算を伴う重要案件であるので、「基本問題検討会」の発足は、次期大会で提案の上、議決のあと一年かけて検討し、平成八年の大会で方向を示すということになりました。松前大会までは、当面、準備会として数回の会議をもち問題点を整理し、大会において中間報告するということでも了承されました。

(事務局長 野村 崇)



第3回役員会

## 北海道博物館・園

## 学芸員勤務実態アンケート報告

北海道博物館協会・学芸職員部会（一九九四）

北海道博物館協会・学芸職員部会では、より良い博物館活動をこなうために研修会を毎年開催してきた。これらの研修会の中で、個々の学芸職員の実態については、いくつか明らかになってきた点もある。しかし、学芸職員部会を構成する全体の実態がどのようにになっているかは調査されたことがなかった。学芸職員部会では一九九四年春、全構成員にアンケート用紙を配付し、その後回答について検討してきた。このアンケート調査は、学芸職員の立場を始め勤務施設、業務、給与、休日、野外調査に対する評価、孤独感などについて調査・報告するものである。

なお、紙面の都合により本報告ではアンケート内容と結果のみについて記し、結果の解析及び補正事項については別途報告するものとする。こ

北海道博物館協会・学芸職員部会のアンケートは百一人に配布され、七六人から回答があった。

## 設問Ⅰ（学芸員資格）

【設問および回答】あなたの資格について（注Ⅱここでいう「学芸員の資格」とは、博物館法で定められた資格のことです）

1、学芸員の資格を持っている……六九名（九〇・七九％）  
2、学芸員の資格の取得を前提とした学芸員補である……二名（二・六三％）  
3、学芸員の資格を持っていないor取得を前提としていない学芸員補である……五名（六・五八％）

【結果】九割以上の学芸職員が学芸員の法的資格を有しているか取得を前提としている。資格を有していない、また資格の取得も前提としていない学芸職員は一割に満たない。

## 設問Ⅱ（学芸員発令）

【設問および回答】あなたの勤務上の立場について

1、学芸員として発令を受けている……五二（五二）名（六八・四二％）  
2、学芸員としての発令は受けていない……二〇名（二五・〇〇％）\*

2 a、学芸員以外のなんらかの学芸（職）員的な職名を發令されている……六名（八）名（一〇・五三％）  
2 b、なんらの学芸（職）員的な職名としての發令も受けていない……一（一）名（一・四七％）  
3、その他……三（三）名（三・九五％）

【結果】約七割の学芸職員が学芸員として正式に發令を受け勤務している。四分の一の学芸職員は「学芸職員としての發令は受けていない」が「学

芸員以外のなんらかの学芸（職）員的な職名を發令されている」。一方、「なんらの学芸（職）員的な職名としての發令も受けていない」および「その他」と回答している学芸職員が二割弱存在する。

【設問および回答】發令内容についてお答えください

1 a、事務（行政）職發令……五六名（七三・六八％）  
1 b、技術職發令……九名（一・八四％）  
1 c、研究職發令……四名（五・二六％）  
1 d、教育職發令……一名（一・三三％）  
1 e、その他……五名（六・五八％）

【結果】事務（行政）職/技術職發令が約八五％を占める。研究職/教育職發令は一割に満たない。

【設問Ⅲ-1（發令タイプ）】「1 a 事務（行政）職員發令」と回答から「最初の發令が事務職員發令（すなわち役場で雇用↓教委出向）」と

教委事務局職員として独自で發令の二つのタイプ及びその他に分かれてる。

・事務職員發令↓教委出向型  
|| 五名  
・事務職員發令↓教委出向↓学芸員發令+α型 || 一〇名  
+α || 「主事（二名）」、「事務員」、「庶務係」、「庶務係長」、「主事兼館長」、「社会教育係」、「社会教育課文化財保護係兼社会教育係」、「事務職員↓博物館勤務」、「教委事務局職員↓博物館勤務」  
・事務職員發令↓教委出向↓（その他）型 || 二名  
（その他） || 「郷土資料室勤務」、「博物館学芸係長」  
|| 五名  
・教委事務局職員↓学芸員+α型 || 三名  
+α || 「文化振興係」、「館長」、「主事」  
・教委事務局職員↓（その他）型 || 一名  
（その他） || 博物館主査・特殊/未詳型（？） || 四名

【設問Ⅲ-2（發令タイプ）】「1 a 事務（行政）職員發令」と回答から「最初の發令が事務職員發令（すなわち役場で雇用↓教委出向）」と

事務吏員発令↓(博物館類以外の部局出向)↓主査(学芸員)

市から職務命令で財団職員として発令

博物館勤務(?)

教育委員会出向だと思ふ

無記載Ⅱ一六名

「1b、技術職員発令」と回答からⅡ大部分は「技術吏員任命↓教委出向」型である。

・技術吏員任命↓教委出向↓X型Ⅱ三名

XⅡ「学芸員補」、「学芸員」、「主任研究員」

・技術吏員任命↓教委出向↓学芸員+α型Ⅱ三名

+αⅡ「学芸係長」、「業務係長」、「文化財係兼社会教育主事」

・技術吏員任命↓/その他(型)Ⅱ三名

教委技術職員↓学芸員兼務発令

財団法人職員

無記載

「1c、研究職員発令」と回答からⅡ四名

「事業課学芸員発令」、「無記載」(三名)

「1d、教育職員発令」と回答から:

・教育職員発令↓教委出向↓教委事務職員兼博物館事務職員

「1e、その他」と回答から

Ⅱ五名

・館準備室所属(臨時職員)

(三名)

・民間登録博物館の学芸員

・設置は地方自治体であるが、運営・管理は株式会社、本人は営業職員

設問Ⅳ(学芸員条例/規則)

【設問および回答】学芸員の配置は条例規則などで決められていますか

1、条例/規則にある:三七

(三八)名(五〇・〇〇%)

2、条例/規則に無い:二九

(二九)名(三八・一六%)

3、その他:四(三)名(三・九五%)

無回答:六(六)名(七・八九%)

九%

(「」内は修正Ⅱ記載された回答は3であるが、記載内容から1と判断されたため)

【結果】学芸職員部会構成員の勤務する組織・施設の半数

しか「学芸員配置条例/規則」を持っていない。「学芸員の配置が条例規則に無い」と回答したものうち五者の所属が、公設登録博物館であった。

設問Ⅴ(勤務施設について)

【設問および回答】

1、博物館法に基づく登録博物館である:二四(二四)名(三一・五八%)

2、博物館法施行規則という博物館相当施設である:一

二(二二)名(一五・七九%)

3、法には基づかない施設である:四(一)名(一)

3a、単独の施設に勤務する:一五(二〇)名(二六・三二%)

3b、教育委員会事務局付けである:一一(一二)名(一七・一一%)

3c、その他:八(五)名(六・五八%)

無回答:二(二)名(二・六三%)

九%

(「」内は修正Ⅱ記載内容から3a、3bに振り分けたものである)

【結果】「法/規則」に基づく博物館/同相当施設は、

合わせて半分弱である。一方、無基準の半分強が単独の施設(外見博物館?)に勤務し、全体の二割弱が施設を持たずに「教育委員会事務局付け」となっている。

設問Ⅵ(業務)

【設問および回答】注Ⅱこの質問では、「通常学芸員がおこなう業務」とは、博物館の三大活動と考えられる(資料についての)調査・研究・「資料についての」収集・保存・「(それらを用いた)普及・教育」活動上必要な業務のことです。施設の運営管理に関する業務その他は除外します。

ポランティアの指導は含まれますが、ボランティア活動にかかわる事務処理などは含まれません。資料についての調査・研究上用いる文献などの整理は含まれますが、館内同士の交流で集積する書籍の整理は含まれません。

1、通常学芸員がおこなう業務のみに携わっている:二名(二・六三%)

2、通常学芸員がおこなう業務以外もおこなう:六名

2a、ごくわずかでほとんど気にならない:六名(七・九八%)

2b、負担には感じるが、学芸員としての業務はこなせる:一七名(二二・三七%)

2c、負担が大きく、学芸員としての業務の遂行に問題があると感じる:二二名(二八・九五%)

2d、学芸員としての立場に疑問を感じるほど、学芸員としての業務ができない:一名(一・四・四七%)

2e、その他:一名(一・三二%)

無回答:一名(一・四・四七%)

\*回答2、全体では八二・八九%

9%

3、前II項の設問に回答不能の場合、具体的にこの記入下さい。

「臨時職員であるため業務に對して制約がある」

「専門的知識が必要なため業務遂行が困難」

「専門分野における学芸員活動はライフワークで処理。その他の分野での学芸活動が勤務時間内処理としています。その他の分野（科学館・博物館（専門以外）・天文・プラネタリウム）」

「設立準備中のため、構想計画にかかわる業務が多い。H六年度「博物館係」が新設され、事務職の係長が専任で配置された。準備の業務を学芸員三大活動の総合と考えれば、2aに近づいたことにな

「庶務係長と学芸員の発令を受けている。庶務係長の業務も発令上は自分にとって本来の業務とおもう。問題があるとするれば「学芸員」発令と「庶務係長、学芸係長、課長（館長）等」の兼務発令にある。」

「館長の他、博物館総務課長／埋蔵文化財センター所長兼務し、一部学芸業務担当」

「職務は文化財保護係長・学芸員・社会教育主事・公民館主事と多岐にわたっており、通常計画中の博物館建設にかかわる調査・研究を行っている

が、社会教育関係のあらゆる業務がのしかかっているのが現状である」

「まず、館長職務が優先であるため」

「館長という立場上、学芸業務を含めたあらゆる業務に関する」

「学芸員としてではなく、一般の行政職として文化財を担当している。そのため、学芸員としての業務は「本来業務」ではないので何ともいえないが、「学芸員としての本来業務」の遂行には問題があるほか他の業務の仕事量はある」

「学芸員発令はないが、業務に実質的な要求が科せられていると自分自身では思っているが、（もちろん、学芸員業務もやっている）。埋蔵文化財対応（事務処理・現場・整理）や、一般日常事務処理、あげくは草刈りや施設の修理（軽微）なども、対応しなければならぬ。その上で、議会に対する理事者の答弁資料や各種政策にかかわる調整にも時間をとられる」

【結果】学芸業務のみに携わ

る学芸員が約3%、八割以上の学芸員が本来の「学芸業務」以外の業務に携わり、程度の差はあるものの負担に感じている。

設問Ⅶ（給与表）

【設問および回答】あなたの給与表は

1、学芸職員として専用の給与表がある：〇名（〇・〇〇%）

2、一般事務（行政）職員の給与表を流用：六四名（八四・二一%）

3、技術職員の給与表を流用：一名（一・三三%）

4、研究職員としての給与表がある：四名（五・二六%）

5、教育職としての給与表がある：〇名（〇・〇〇%）

6、給与表などは適用されない嘱託／臨時職である：三名（三・九五%）

7、その他：二名（二・六三%）

無回答：二名（二・六三%）

【結果】学芸職・教育職としての給与表を持つのは存在しない。研究職としての給与表が適用されているものも五%であり、ほとんど大部分が一

般事務職の給与を流用し、技術職員の給与表が適用されているものもいる。

設問Ⅷ（給与レベル）

【設問および回答】給与レベルについて

1、道職員教育職以上である：〇名（〇・〇〇%）

2、道職員教育職並みである：二名（二・六三%）

3、道職員一般職と教育職のあいだである：二名（二・六三%）

4、道職員一般職並みである：一四名（一八・四二%）

5、道職員一般職より低い：一四名（一八・四二%）

6、比較したことがない／比較が困難：四〇名（五二・六三%）

無回答：四名（五・二六%）

【結果】半数以上の学芸職員が「比較したことがない／比較が困難」と回答。「道職員教育職並み」あるいは「道職員教育職以上」との回答は、ほとんどなかった。一方で、「道職員一般職より低い」との回答は、二割弱を占めている。

設問Ⅸ（館園の休館日）

回答を編集しまとめると以下に分類できる

月型Ⅱ月曜日休館を基本とする：七名（九・二一%）

月・火連続休館を含む。年末年始の休館は当然あると考えられるにもかかわらず記載されていないものもあったが、ここに入れた。一部は冬期間は祝日も休館するもある。月曜日が祝日と重なった場合特別な処置がある場合もここに入れた。

月祝型Ⅱ月曜日／祝日／年末年始の休館を基本とする：一七名（二二・三七%）

毎月最終金曜日を休館を含む。月曜が祝日の時はその翌日とするもの、子供の日／文化の日／五月三、四日を例外開館とするものもここに入れた。

月祝翌型Ⅱ月曜日／祝日の翌日／年末年始の休館を基本とする：一八名（二三・六八%）

月末／毎月最終火曜日休館を含む。年末年始の休館が当然あると考えられるにもかかわらず、記載されていないものもここに入れた。祝日の翌

日に関する例外規程がある者もここに入れた。

年末始  
変月型：第二・第四月曜日/年末年始

日、例外事項は祝日が月曜の時はその翌日(二名)  
固定型：月/祝翌、冬期休館(二二/一四/三〇)時は土/日/祝(二名)

不定期型  
不定ローテ型：六名(七・八九%)  
不定月型：四名(五・二六%)

存在するが、固定した休日を持つもののは半分に満たない。休館日が通常型で無いにもかかわらず、職員の休日を通常型にしているとの回答が一二件あった。休館日以外の休日の変則であるものは、固定変則型を含めると四割に登る。

月祝翌冬期休館型：月祝翌型十季節変更型：二名(二・六三%)

無回答：一名(一・三二%)  
【結果】休館日が月曜日にからむ館園は、全体の約六割を占める。これらを二分して、祝日又は祝日の翌日が休館日となり、月曜日のみ休館というのは全体の二割に満たない。通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則型：職員の日がルール上は固定しているが、週単位で変則があるもの：二名(二七・六三%)  
固定変則：月/祝/年末年始、土&月or日&月を隔週(六名)

不定月型I：月/祝別/年末年始/祝日は代休を別の日にとる(二名)  
不定月型II：月/祝翌/年末年始+(週休二日相当の代休をとる)(四名)  
詳細不明(型?)：(各一名)：七名(九・二二%)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定休暇が取れない(二名)」、「指

常時公開型：年末年始の休館をのぞき常時公開を基本とする：九名(一一・八四%)

冬期間は別に処理するものもここに入れた。

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占めているが、これらは一人を除き独立の館園を持たず教育委員会ないしは開設準備室に所属している。従って、正確には設問意図上の館園の休館日とはいえない。例外は、民間PRセンターに勤務している。設問Ⅹ-2(職員の休日)

「二日制・祝日(いずれも振替休日あり)」、「月平均六日。観光シーズン中少なく、冬期に多くなる」、「指定休日制」、「月/祝/年末年始(解析者注)土曜日の分が不明」、「隔週で土/日が勤務を要しない日となっている(週休二日制に基づく)」、「月曜日と交替で休日をとる」

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則：月/祝/年末年始、日&月を月三回/土&月を月一回(三名)

固定変則：月/祝翌、日曜日&月曜日あるいは月曜日&火曜日(六名)  
固定変則：土・日・月三連休/月のみを隔週(四名)  
通常型：土/日/祝/年末年始の休日を基本とするもの：三一名(四〇・七九%)  
通常型：土/日/祝/年末年始(二四名)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則：月/祝/年末年始、日&月を月三回/土&月を月一回(三名)

固定変則：月/祝翌、日曜日&月曜日あるいは月曜日&火曜日(六名)  
固定変則：土・日・月三連休/月のみを隔週(四名)  
通常型：土/日/祝/年末年始の休日を基本とするもの：三一名(四〇・七九%)  
通常型：土/日/祝/年末年始(二四名)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則：月/祝/年末年始、日&月を月三回/土&月を月一回(三名)

固定変則：月/祝翌、日曜日&月曜日あるいは月曜日&火曜日(六名)  
固定変則：土・日・月三連休/月のみを隔週(四名)  
通常型：土/日/祝/年末年始の休日を基本とするもの：三一名(四〇・七九%)  
通常型：土/日/祝/年末年始(二四名)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則：月/祝/年末年始、日&月を月三回/土&月を月一回(三名)

固定変則：月/祝翌、日曜日&月曜日あるいは月曜日&火曜日(六名)  
固定変則：土・日・月三連休/月のみを隔週(四名)  
通常型：土/日/祝/年末年始の休日を基本とするもの：三一名(四〇・七九%)  
通常型：土/日/祝/年末年始(二四名)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則：月/祝/年末年始、日&月を月三回/土&月を月一回(三名)

固定変則：月/祝翌、日曜日&月曜日あるいは月曜日&火曜日(六名)  
固定変則：土・日・月三連休/月のみを隔週(四名)  
通常型：土/日/祝/年末年始の休日を基本とするもの：三一名(四〇・七九%)  
通常型：土/日/祝/年末年始(二四名)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則：月/祝/年末年始、日&月を月三回/土&月を月一回(三名)

固定変則：月/祝翌、日曜日&月曜日あるいは月曜日&火曜日(六名)  
固定変則：土・日・月三連休/月のみを隔週(四名)  
通常型：土/日/祝/年末年始の休日を基本とするもの：三一名(四〇・七九%)  
通常型：土/日/祝/年末年始(二四名)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定

通常型：土/日/祝/年末年始を休館とする：二〇名(二六・三二%)

通常型が四分の一を占め、全体の二割強が常時公開型である。

固定変則：月/祝/年末年始、日&月を月三回/土&月を月一回(三名)

固定変則：月/祝翌、日曜日&月曜日あるいは月曜日&火曜日(六名)  
固定変則：土・日・月三連休/月のみを隔週(四名)  
通常型：土/日/祝/年末年始の休日を基本とするもの：三一名(四〇・七九%)  
通常型：土/日/祝/年末年始(二四名)

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土/日曜で完全週休二日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならぬ施設として、他の部局と異なる点」、「一週おきに連休となる点」、「ローテーションにより連休が取れない↓土/月に休日を隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休二日制。博物館職員は変則四週八休体制(二名)」、「事業/行事などで指定

定休暇・祝日の振替勤務の消  
化が困難」、「市は週休二日制  
で、毎週土・日が休みなので、  
館の休日とはズレが生じてお  
り、祝祭日などで更にズレが  
生じると職員の出勤日と合わ  
せた複雑なローテーションに  
なる。入館料金の納金や事務  
上の連絡に支障が生じるケー  
スが目立つ」、「ある。量的に  
は無いい事になっているが、一  
日分が不定のため、年間を通  
してみると有給休暇がほとんど  
消化されていない。本庁職員  
が自由退庁可能な町内祭時に  
退庁不可。年末年始の休暇も  
本庁に合わせるために一部  
変更される場合がある」、「休  
日、祝祭日などに休めない。  
連続休日にならない事がある  
」、「変則勤務Ⅲ三連休と一  
休が交互」、「変則的な勤務シ  
フトのため、休日の曜日が決  
まっていない。職員数が不  
足」、「調査シーズンに入ると  
休日がほとんど取れない」、「  
土・日が勤務を要しない日  
にならない事がある。祝日勤  
務は時間外勤務の扱いとな  
る」

【設問】

1、日/祝日に常時変則勤務  
がある：一名(一・三三二%)  
\*

1 a、変則勤務にたいする手  
当などが支給されている  
：一六名(二一・〇五%)

1 b、変則勤務ではあるが、  
手当などは支給されてい  
ない：二〇名(二六・三  
二%)

2、日/祝日に変則勤務は臨  
時的にしかない：一名  
(一・三三二%)\*

2 a、超過/休日勤務手当が  
支給される：一七名(二  
二・三七%)

2 b、代休などで処理する：  
三名(三・九五%)

2 c、その他：四名(五・二  
六%)

無回答：一四名(一八・四  
二%)

\*1、全体では三七名(四  
八・六八%)

\*2、全体では二五名(三  
二・八九%)

【結果】約半数が常時変則勤  
務がある

【結果】約半数が常時変則勤  
務がある

【結果】約半数が常時変則勤  
務がある

務があると回答し、変則勤務  
が臨時的にしかないと回答し  
たのは、約三分の一である。  
常時変則勤務があると回答し  
たものでは、その変則勤務に  
対しての評価を受けていない  
ものが半数以上いる。一方で、  
日曜/祝日の勤務が臨時的に  
しかないものには、ほとんど  
が超過/休日勤務手当が支給  
されているという逆転現象が  
おきている。

【設問】

3 a、一/二一/二で一日  
休日とする：八名(一  
〇・五三%)

3 b、一/二休日を週のどこ  
かでとる：一名(一・三  
三二%)

3 c、左記(上記)以外の方  
法で処理する：九名(一  
一・八四%)

無回答：五八名(七六・三  
二%)

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【結果】無回答五八件のうち  
二七件(四六・五五%)が、  
週休二日制および変則勤務の

【設問】

4 a、指定日が設定される：  
八名(一〇・五三%)

4 b、自主的に設定する：三  
名(三・九五%)

4 c、話し合いで設定する：  
〇名(〇・〇〇%)

4 d、その他：四名(五・二  
六%)

無回答：六一名(八〇・二  
六%)

【結果】無回答六一件のうち  
二九件(四七・五四%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【設問】

5 a、設定できる：二二名(二  
八・九五%)

5 b、規則上はできるが実際  
は不可能：七名(九・二  
一%)

5 c、設定できない：八名(一  
〇・五三%)

5 d、その他：四名(五・二  
六%)

無回答：三五名(四六・〇  
五%)

【結果】回答数が少ないので  
問題はありますが、約二割が土  
日曜日に代休を設定できない  
と回答し、約三割が設定でき  
るとしている。

【結果】回答数が少ないので  
問題はありますが、約二割が土  
日曜日に代休を設定できない  
と回答し、約三割が設定でき  
るとしている。

【設問】

6 a、設定できる：二七名(三  
五・五三%)

6 b、規則上はできるが実際  
は不可能：一名(一・三  
三二%)

6 c、設定できない：三名  
(三・九五%)

6 d、その他：三名(三・九  
五%)

無回答：三二名(四二・一  
一%)

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

【結果】無回答三二名のうち  
一七名(三二・七五%)が、  
週休二日制および変則勤務の  
関連で土曜日にあたる半日休  
日が無い。半日休日がある場  
合は、約半数強は指定日が設  
定され、残りは自主的に設定  
かその他となっている。

一〇%

【結果】無回答三二件のうち

一〇件(三一・二五%)が、  
常時土日休であり、五件(一  
五・六三)が隔週土日休であ  
る。合計四六・八八%が連続  
して休日をとる。回答数が少  
ないので問題はありますが、三分  
の一が休日を連続して設定で  
きると答え、約二割が連続し  
てとれないと回答している。

【設問】

7. その他休日に関する問題

点があれば具体的に記入

下さい。

【回答】(一部省略)

「休みを設定できる日が現実

問題として少ない」

「五月一〇月の期間は、通

常業務に加えて調査活動を行

うため、昨年は土・日曜日を

休日とする事がほとんどでき

なかつた。本年度はどうなる

か判らないが、少なくとも町

が教委側になんらかの方針が

あるわけではない。おそらく

昨年度と同じ様な事になると

おもわれる。」

「三週六休確保」通常職員で

ローテーション。事務職員が

休日の時は学芸員が受付につ

かなければならない。僅かな

賃金で人を確保しているが、

全面的な解決には遠い。」

「土・日の概念が無い。勤務

時間が長い。」

「隔週でしか連続休(日・月)

が取れない」

「準備室と保存センターは、

博物館設立の過渡期的段階に

あるので、土・日は休みであ

るが、小人数職場のため開館

できない。」

「一週三十六時間四十五分の

勤務時間は厳守するが、日曜

が一ヶ月に二回しか休めない

ため、家族とのコミュニケーション

が不足。」

「普及事業などの日程により

連続で(休日が)取れない場

合がある」

【設問】

1. 危険手当/町内出張旅費

などが支給されている(そ

の名称) : 二八名(三

六・八四%)

2. 手当などは支給されてい

ない : 四二名(五五・二

六%)

無回答 : 六名(七・八九%)

【結果】野外作業に対して危

険手当/町内出張旅費などが

支給されているものは約三分

の一であり、六割近くのもの

が旅費すら支給されていない。

【設問】(孤独感・連帯感)

【設問および回答】

これまでの質問上で、あな

たと

1. 立場の同じ職員が複数い

る : 三四名(四四・七四%)

2. 立場の類似した職員が複

数いる : 一五名(一九・七

四%)

3. 立場の同じ職員はいない

: 二二名(二八・九五%)

無回答 : 四名(五・二六%)

特殊 : 一名(一・三二%)

【結果】七割強の学芸職員が、

自分と立場が同じあるいは類

似している職員がいると感じ

て(あるいは実際に)いる。

総論

今回のアンケートで浮かび

上がった「学芸員像」は、個

人としてはほとんどが「学芸

員資格」を所持し「学芸員

として発令を受けているが、

実態は「事務職員・技術職員」

とみなされている。その為か、

あるいは各施設/組織に人員

配置が少ないという理由から

か、事務職/技術職がおこな

うべき業務を遺憾ながらも引

き受け、その為、ほとんどが

「法で定められた業務」の遂

行に難を感じている。

その背景には、「博物館法」

の曖昧さと設置者の「博物館

法」にたいする無理解があり、

その結果は勤務施設の法的位

置付けや、設置基準/規則に

ほとんど意味のない多様さを

与え、学芸業務の位置付けの

曖昧さを引き起こしている。

学芸業務の位置付けの曖昧さ

は、更に多種多様な発令状況

や業務における兼務発令を引

き起こし、さらに学芸業務に

まならない状況を作り出し、教

育に(も)携わりながら自らの

家庭を放置する結果となる。

「調査・研究」に自費を用いる

事、私的な時間を使用する事

も多く、社会教育に(も)携わ

りながらも「研究者」とも「教

育者」とも評価されていない。

給与は勤務先による差が大

きく、道職員一般事務職並み

かそれ以下であるものが多いも

の、教育職並のものもわずか

にある。また、他の業務と大き

く異なる部分である「野外調

査(作業)」などに対する評価

はほとんどなされていない。

(文責 地徳 力)

●「北海道博物館等資料集」

北海道博物館協会・学芸職

員部会、穂別町立博物館)

北海道協ニュース第49号に「北

海道博物館」を執筆した広

瀬隆人氏(現国立社会教育研

究所)編の標題の資料集が刊行

された。道内約一、二九五館園

を、管内ごとに名称、住所、電

話番号等を収録している。(A

## 阪神大震災と 博物館等施設の被害

このたびの阪神大震災では、大きな被害が出ましたが、被災された博物館・美術館・動物園・水族館等施設の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

北海道博物館協会としましても、「釧路沖地震」「北海道南西沖地震」に続く大震災であるだけに、お見舞状とともに、日本博物館協会、兵庫県博物館協会や各新聞、テレビ等を通じて文化財収蔵施設の被害状況の把握とその対策等の情報を集めてまいりました。

何分、五〇〇人以上の方が亡くなられ、三〇万人におよぶ方々が避難生活を続けているだけに、当初は、各館園勤務者の人命や所在の確認に手いっぱい、被災状況の掌握までは至らなかったようですが、最近、ようやく状況がわかってきました。一月二十六日現在での文化庁調査によれば、一五二件の国指定文化財が何らかの被害を受け、被害は、近畿地方を中心に、愛

知、鳥取、島根、香川、徳島におよんだとのことです。

一月二十五日から神戸市博物館で開催予定の「秦の始皇帝とその時代展」は急転中止となり、巡回予定を巡延して、この七月八日から八月二〇日まで、北海道開拓記念館で開催されるという余波まであり

ました。芦屋市立美術館では会下山遺跡(弥生・県指定)出土土器五〇点が破損、西宮市辰馬考古資料館でも銅鉞・銅鏡等二十三点(重文)のうち銅鉞一点が破損するなど、枚挙にいとまがないほどだといふことです。

また、多くの市町村立の施設の職員は被害者の救援活動にあたっているため、本格的な被害状況調査や修復はこれからというのです。博物館等収蔵資料等におきましても、神戸市立博物館の桜ヶ丘銅鉞十四点、銅戈七点(国宝)のうち銅鉞十二点が倒れ、一部に傷がつき、地下収蔵庫に一五cmほど侵水し、多くの被害が出ました。また、道内博物館等施設に大きな被害を及ぼした「釧路沖地震」

「北海道南西沖地震」につきましては、北海道博物館協会の調査とその対策について集約し、「道博協ニュース」第46号等に報告してきたところであります。埋蔵文化財(土器)

等の転倒対策として「自転車チューブ」の利用などは、さつそくその後の「三陸はるか沖地震」などの際に効果を發揮した話も聞いております。この種の災害は、今後も予想されまので、道博協事務局としても、災害対策に積極的に取り組んでいきたく皆様のご協力をお願いいたします(事務局)。

●北海道立旭川美術館  
4・15～5・14「浮世絵の子どもたち」展

●旭川彫刻美術館  
4・4～5・28「加藤顕清

展」  
6・20～30「イヌイットの生活」写真巡回展

7・25～8・25「残された楽園」(写真展)  
●道立近代美術館  
4・24～5・14「居串佳一展」  
5・24～7・5「クロッシング・スピリッツ」

●道立三岸好太郎美術館  
5・30～7・16「岸田劉生・木村莊八・中川一政と三岸好太郎」展  
6・17(講演会)「岸田劉生と三岸好太郎」  
●北海道開拓記念館  
4・28～5・26「明治年間の虻田アイヌの人びと」  
6・3～6・25「昭和の15年戦争」(以上、テーマ展)  
5・21及び6・4、講習会「縄文土器をつくる」  
6・18「講演会・満州開拓の体験を語る」中田喜一氏

●本号は、学芸職員部会による学員問題アンケートの特集としました。

●「道博協ニュース」も本号で五〇号を数えました。思えば、昭和三十七年七月に第一号が出て以来、三十四年たちました。役員会でもA版化への議論がなされましたがより良いものに改善していきたいと、皆様の積極的提案をお待ちします。

●事務局日誌  
1・5(休)「道博協ニュース」第49号刊行  
1・20(金)中川敏氏(道博協元会長)叙勲祝賀会  
2・1(休)「道博協基本問題検討会」に関する副会長会議(於・かでる2・7)

2・2(休)中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館新加入  
2・7(火)道博協加盟館・園現況調査票発送  
2・9(休)「道博協基本問題検討会」要領(案)等副会長持ち廻り会議で決定  
3・7(火)新規学芸員勧誘状発送  
3・9(休)・10(休)学芸職員部会役員会(於・小樽市)  
3・23(休)・24(休)第三回道博協役員会(於・札幌市)

事務局通信  
事務局通信